

私たち こんな活動しています!

●消費者問題対策委員会

【副委員長】 葛山 弘輝 (62期)
Hiroki Katsurayama



1. 消費者問題対策委員会の概要

当委員会は、消費者被害の予防及び回復、健全な消費生活社会の実現のための法的社会的問題の調査研究、並びに行政に対する具体的政策提言や連携・協力を目的として活動しております。委員・幹事の人数は、合計で163名（委員長・五十嵐 潤）、6部会の体制で、専門性の高い分野の消費者問題に幅広く取り組んでいます。

調査研究としては、各部会が持つ専門的知識に関する調査研究を行っているほか、これらの専門的知識を共有化するため、偶数月に勉強会、奇数月に事例検討会を、全体会の開催に合わせて行っています。また法律相談センターに登録された消費者相談担当弁護士に対する陶冶・研さんのため、定例研修も含め年3~4回の頻度で全会員向けに研修会を開催しています。政策提言としては、令和2年7月に公益通報者保護法改正に関する会長声明、令和3年3月に特商法及び預託法における書面交付義務の電子化に関する会長声明を発出したり、同じく3月に区分所有法改正に関する意見書を出すなど、積極的に活動しております。

行政との連携・協力については、高齢者の消費者被害件数が高止まりしている状況を踏まえ、引き続き当会高齢者・障がい者総合支援センター運営委員会や都下区市町村の高齢者福祉行政との連携・協力も図っています。

2. 主な活動

当委員会では、各部会ごとに活発な活動を実施しているため、各部会の活動内容について、以下で紹介いたします。

(1) 住宅部会

住宅部会は、建築・住宅問題に悩む消費者案件への対応や、建築・住宅問題の研究を行う部会です。弁護士と建築士で構成される99建築問題研究会と住宅部会を同時に開催しており、弁護士だけでなく建築士の先生方も多数参加されている点に特徴があります。部会では、建築問題法律相談やセミナーの実施なども行っています。

(2) 金融サービス部会

金融サービス部会は、金融商品被害（投資取引被害）のうち投資家側（消費者側）案件の対応を検討する部会です。取り扱う分野としては、①銀行・証券被害、②先物取引被害、③詐欺的金融取引被害など多岐にわたります。活動内容ですが、暗号資産に関する法改正の際にパブリックコメントの意見書案、預託商法に関する弁護士の意見書案、金融サービス仲介制度の政省令に関するパブリックコメントの意見書案を作成しました。また民事執行法改正後の情報取得手続きの勉強会、マッチングアプリを利用した被害事例の検討、全会員向け研修のAIに関する企画を行っています。

(3) 医療部会

医療部会は、医療過誤による被害救済を目的とした部会です。主に、患者・家族側、被害者側として救済活動を行います。東京の中にある3つある



平成30年・夏合宿の集合写真



令和3年・Zoomでの委員会の様子

弁護士会の中でも、二弁にしか医療に関する部会はありません。日頃の部会での活動は、医療過誤事件に対応できるように、研修や勉強会などを企画していますが、医師らと敵対的な関係で対応するのではなく、安心・安全な医療の実現に向けて活動するというスタンスで、医師や看護師といった医療従事者や病院などと連絡を取り合いながら活動をしています。また、令和4年度からは、「医療・PL部会」（仮称）として、製造物責任に関する調査・研究も行っていく予定です。

(4) 電子情報部会

電子情報部会は、インターネットにおける消費者問題について、幅広く検討を行う部会です。現在のテーマは、発信者情報開示や、裁判の電子化、AIの今後などについてです。これらのテーマについて、事例検討や講師を招いての学習等を行っています。昨年度は、大手通信事業者の従業員に部会に来ていただき意見交換をしたり、米国の発信者情報開示制度について知見を有する弁護士に部会にて研修をしていただくなどの活動をしています。

(5) 公益通報者保護部会

公益通報者保護部会は、これから公益通報を行うことを検討している方や、公益通報を行ったことにより不利益を受けた方などからの相談を受け、援助を行うことにより、公益通報者を保護するための活動を行っています。活発化している法改正についても、随時、情報共有・勉強会を行っています。昨年度は、公益通報相談の実施、官公庁の外部通報窓口への就任、東京三弁護士会主催のシンポジウム開催などの活動を行っています。

(6) 法律相談・消費者法部会

法律相談・消費者法部会は、消費者法に関する研究を中心に活動していた「消費者法部会」と、

高齢者等の消費者被害救済の仕組み作りといった実践的な取り組みを中心に活動していた「高齢者・消費者相談プロジェクト部会」を統合する形で、一昨年度に新設された部会です。活動内容は、法改正の意見書作成、消費者事件を扱う際に習得が必須となる基本的な法律についてのミニ講義・ケーススタディを実施、各種関係機関（国民生活センターや一般社団法人日本クレジット協会等）の訪問・見学等、消費者相談での実際の相談事例の報告会、社会福祉協議会等との連携事業等を実施しています。

3. 若手委員（加藤慶二委員・65期）の声

私は令和3年1月より、当委員会の金融サービス部会に参加しています。当委員会には、委員会のほかに、内部組織として様々な部会があり、私は、その中の一つである金融サービス部会に所属しています。

私が部会に参加したときには新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっている時期でしたので、部会もリアル開催ではなく、オンライン開催でした。

部会の開催は毎月1度ですが、委員がそれぞれ判例や事件の報告を行うようにしています。押さえておくべき重要な判例・裁判例が出た場合はもちろんのこと、それがない場合でも、手持ちの事件や、各々が悩んでいる点などを共有・相談し合っています。

消費者事件の経験がまだまだな私でも大変勉強になっていますし、分からないことを気軽に聞くことができる雰囲気です。

2022年からは、そろそろ部会をリアルでも開催しようと話しているところですので、新しい方にぜひ加入していただきたいと思います。お待ちしております。

4. 終わりに

当委員会では、消費者問題に関する多岐にわたる活動を、各部会に分かれて活発に実施しており、実務的な活動のみならず、意見書作成等制度に関わる活動など幅広く行っております。当委員会では、幅広い活動ができますので、消費者問題に関心をお持ちの先生方は、ぜひ御参加ください。